

衆議院 第一回會議 商業委員會 議錄 第十五号

昭和二十二年十月二十二日（水曜日）

午後一時四十分開議

出席委員

委員長代理 理事 笹口 晃君

石神 啓吾君 選舉片岡伊三郎君

運使福永一臣君

林 大作君 師岡 榮一君

山口 靜江君

櫻内 義雄君
坪川 信三君

松井 豊吉君
山本 猛夫君

鍾木 仙八君 松崎 尊治君

唐木田藤五郎君
小杉 一 萬 君

出廣國移大臣

商工大臣 水谷長三良秀

出席政府委員

紹興縣志卷之四
古田參政方君

公正取引委員
會委員長
中山喜久松君

商工事務官 松田 太郎君

商工事務官 和田 太郎君

本日の會議に付した事件

百貨店法を廢止する法律案（内閣提出）（第六二號）

昭和二十二年法律第五十四號私的獨
占の禁止及び公正取引の確保に關す
る法律の適用除外等に關する法律案

(內閣提出)(第六七號)

財團法人理化學研究所に關する措置に關する法律案（内閣提出、參議院送付）（第七四號）

○**笹口委員長代理** これより會議を開きます。本日は委員長事故のため私が代理をいたします。

百貨店法を廢止する法律案、昭和二

十二年法律第五十四號私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外等に關する法律案及び財團法人理化學研究所に關する措置に關する法律案を一括議題として、質疑を續行いたします。

まず最初に昭和二十二年法律第五十
四號私的獨占の禁止及び公正取引の確
保に關する法律の適用除外等に關する
法律案につきまして、政府委員よりそ
の案の内容を説明していただくことに
いたします。

○中山政府委員　私的獨占禁止法の適用除外につきましては、提案理由の際に述べられました通りに、この法律自體の中で、適用除外をしておくこともあるのでございます。すなわち鐵道事業、電氣事業、ガス事業のような自然獨占をなすものにつきましては、その他の事業の固有の業務に屬する行為は適用を除外されるということ、その二は

ますのと、そのほかこの私的獨占禁止法の趣旨に照しまして、これと同一の趣旨を定めてあるもの、またはこれと相反するようなものにつきまして、實情に應じて適用を除外することを求めておるのでありまして、同時にこの法律は適用除外と同時に、この私的獨占禁止法の規定に反する法律の效力に關することを定めようとしたしておりま

まず私的獨占禁止法の適用を除外すべき法律について申上げたいと思いますが、この法律案に掲げてあります除外しようとする法律は、大體これを三大別することができると思います。

第一は經濟統制法令、第二は特別の事業法、第三は私的獨占禁止法以外の經濟民主化法令、この三つに分けることができると思うのでありますが、第一に經濟統制法令について申し上げたいと思います。

地方食糧營團に一手買取、一手販賣を行わせております。食糧營團は公園と違ひまして、政府機關ではございませんが、食糧管理法によりまして、これに主要食糧の配給統制を行わせておりまする點を適用除外する必要があるのでございます。すなわち一手買取、一手販賣によつて配給統制を行うことが、私的獨占禁止法の第五條に違反するわけでございます。それでこれを除外する必要がございます。しかしこれはいずれ公園になります豫定と認められますので、この法律によります適用除外は、それまでの過渡的措置ということになるだろうと考えております。

次は臨時物資需給調整法について申し上げたいと思いますが、この法律は現在の事態に鑑みまして、重要物資を有効に活用することををはかるために、政府が生産配給等を統制するための法律でございます。その規定の大部分は

私的獨占禁止法に輕微しないのでござい
ますが、この法律の附則に指定され
た産業團體に臨時の統制業務の權限を
與えるという場合が認められておるの
でございませう。この場合を適用除外す
る必要があるのでございまして、これ
に必要とする可成り長い時間を経て、

でございます。規程の大部分は私的獨占禁止法に牴觸しないのでございますが、ただこの法令によりまして例外的の方式といたしまして、事業者に價差を協定させ、これを認可するという規定がございますが、この方式を存続させていきたいと思ふのでございます。これは私的獨占禁止法の第四條に關係するのでございます。以上申し上げましたように經濟統制法令と、私的獨占禁止法との關係につきましては、經濟統制法令に従つて政府が直接に價格なり、生産なり、配給等に關しまして命令すること、並びに政府機關が一手買取及び一手販賣の方法による配給の統制を行うといふことは、私的獨占禁止法に牴觸はいしません。私的獨占禁止法に牴觸いたしますのは經濟統制法令に基く行爲の中で、價格料金等に關する事業者間の協定を認め、またはこれを命ずる場合、及び政府機關でないものに、一手買取及び一手販賣による配給の統制、または配給の割當を行はせるといふ場合があるのでございします。以上で經濟統制法令に關する部分のことを申し上げました。

次に特別事業法に關することにつきまして申し上げたいと思います。この特別の事業法の規定でございまして、私的獨占禁止法には抵觸いたしません。が、その事業の性質上私的獨占禁止法を適用せずに、その事業法の規程を適

し上げるようなものでございます、これは法律の中にも出ておりますが、第一條の一項の地方鐵道法第二十五條第一項、それから第二號の自動車交通事業法第十條第一項の第三號、これは同法の第十六條第一項で準用する場合を含んでおります。それと同法の第十六條の六、第一項第二號、第三號といったしまして、小運送業法第四條、これは同法の第十三條で準用する場合も含めております。次の第四號といたしまして、陸上交通事業調整法第二條第一項、第六號及び第七號、及び同條第二項でございまして、第五號といたしまして保險業法の第十一條これだけが除外されることになっております。この法律はいずれもがそれ／＼の事業に關係する監督法規なのでございます。そしてこの規定はいずれもみな料金等に關する協定を認可し、あるいは命令する規定でございまして、私的獨占禁止法の第四條の規定に低觸するのであります。が、地方鐵道等に對する監督方法の一部といたしまして、これを存続する必要があるために、除外いたしておるのでございます。ところがこのうち地方鐵道法に關する除外以外の第二號から第四號の法律の規定につきましては、その適用を除外いたしますのは今年の十月三十一日までということになっておりまして、十一月以後は適用除外は受けないことになっております。これらの法律の規定に基きまして、料金等を協定するという方法は、その事業に對する監督方法としてもあまり好ましくないやり方ではありまから、十月末まで暫定的に認めるということにいたしました。その間にこれらにつきましても別に適當な對策をその筋において

考えるという、ひとつの餘裕を與えようという趣旨でこういうことが定められておるのでございます。

以上で大體特別の事業法に關する説明を終りますが、次に他の經濟民主化法令につきまして、御説明を申し上げたいと思ひます。他の經濟民主化法令といひましては以下申し上げるようなものを考へておるのでございます。第一には昭和二十一年勅令第五百六十七號、この法令はいわゆる會社の證券保有制限等に關する勅令でございまして、同令に規定いたしております指定會社、いわゆる制限會社の株式社員などの取得、所有、株式の處分、役員の兼任、制限的支配的契約の取締等に關しましては、同令の規定は私的獨占禁止法の規定と定め方が違つておるかまたは競合してゐる場合があるのでございますが、この場合は勅令第五百六十七號のみを適用することを適當といたしまして、除外することになつております。第二は持株會社整理委員會であります。この持株會社整理委員會令は持株會社、財閥家族の財産の管理處分、これらに關する勅令でございまして、同令の規定いたします被指定者、指定せられたものの役員就任、株式の取得等に關する規定は、私的獨占禁止法の規定と定め方が異つております。か、または競合する場合があるのでございますが、この場合はこの持株會社整理委員會令のみを適用することになつております。第三は持株會社整理委員會令の適用を除外することといたしまして、その取扱いをする。これは前に除外に關して申し上げたようなことを意味するのでございます。なおこの際問題となりますのは、特殊銀行、特殊會社等の特殊法人でございまして、特殊法人であつて法律上獨占権を有してゐる場合、または獨占的狀態になつて

禁止または制限いたしておりますところでございます。しかもこれが存置を主張しなければならぬという何らの公益性的なものがあるのでもないが、これは立法の調整の見地から廢止または改正することといたさなければならぬ。これらにつきましてはすでに今日國會を通過いたしました國民貯蓄組合法の改正、海運組合法の廢止、その他目下提出準備中の件が約十件ぐらゐあるかと思ひますが、これらのものが今申し上げたような部類に屬するのでございます。

令が特別の指定會社等について特別の事項を規定しており、一般的な私的獨占禁止法は適用しないので、當該民主化法令のみを適用するのが適當だといふときには、これの適用を除外しようとするものでございます。

以上はこのたび提案されました法案の適用除外に關する關係についての説明でございまして、以下第二條の私的獨占禁止法に反する法律、またはその法律に基いて發せられた命令の效力を有しないという點についての御説明を申し上げます。

私的獨占禁止法と他の經濟法令との關係につきましては、形式の上から見れば兩者とも憲法のもとにおきまする對等の法律でございまして、この兩者の關係は前法、後法、及び一般法、特別法、その相互關係に關する原理によつて定めていかなければならぬと考へます。しかし實質的には私的獨占禁止法なるものは、わが國の經濟秩序に關する新しい原理を掲げたものといひまして、既存の經濟法令は、この私的獨占禁止法の規定ないしはその諸原理に照らして、これに檢討を加ふれば、それが必要な措置をとる必要があるといふことになるのであります。この必要な措置とはどういふふうに考へられるかというに、大體三通りにわかれ得ると思ひます。第一番目は、私的獨占禁止法の適用を除外することを必要とするものは、その取扱いをする。これは前に除外に關して申し上げたようなことを意味するのでございます。なおこの際問題となりますのは、特殊銀行、特殊會社等の特殊法人でございまして、特殊法人であつて法律上獨占権を有してゐる場合、または獨占的狀態になつて

おる場合。それとも一つは、許認可制度の結果、事業者が獨占的狀態になつておるという場合があるのであります。これらにつきましては法律解釋上自分の意圖で他の事業者の事業活動を排除し、または支配し獨占してゐるといふことは考えられなければなりませんが、實質上も公益上必要ありとして、それ／＼の法律が制定せられ、またそれ／＼の制度が設けられておるのでございまして、適用除外をまつまでもなく、概ね問題とならないと考へられるのであります。しかしながらこれらの法律並びに制度なるものを私的獨占禁止法の原理から批判し、これに必要な改廢を加へるということは、實質的問題といたしまして別途になすべきこととあります。また特に許認可制度による場合、この場合にございましては前議會において私的獨占禁止法制定の際の審議にあたりまして、衆議院において許認可による獨占については所要の措置を講ずべしと附帶決議をせられておるような次第でございまして。

この三通りによつて整理されていかねばならぬと思ふのでございまして、が、本案の第二條で效力を有しないという意味はどういふことかと申しますに、これは公正取引委員會または裁判所がこの事件につきまして判斷いたします場合に、その事件におきまして事業者の行爲がいずれかの法令に基く行爲でありまして、その法令は無効として判斷することとございまして。

そこ第三に申し上げたいのは、前に申し上げました適用を除外するもの、それから必要な改廢を行つてしまふもの、これらの中間に屬するものでございまして、これをいかに取扱ふかということが、結局本案の第二條に關係することになるのでございまして。私的獨占禁止法の規定に反する法令の規定、特に第二番目に申し上げました私的獨占禁止法の趣旨そのものを中心として、しかも何ら公益性のないようなものの改廢を要する點におきましてはお整理漏れになつていないものは、本案の第二條で效力を有しないものとする必要があるのござい

おきまして、十一月以後は適用除外は受けないことになっております。これらの法律の規定に基きまして、料金等を協定するという方法は、その事業に對する監督方法としてもあまり好ましくないやり方ではありまから、十月末まで暫定的に認めるということにいたしました。その間にこれらにつきましても別に適當な對策をその筋において

おきまして、十一月以後は適用除外は受けないことになっております。これらの法律の規定に基きまして、料金等を協定するという方法は、その事業に對する監督方法としてもあまり好ましくないやり方ではありまから、十月末まで暫定的に認めるということにいたしました。その間にこれらにつきましても別に適當な對策をその筋において

おきまして、十一月以後は適用除外は受けないことになっております。これらの法律の規定に基きまして、料金等を協定するという方法は、その事業に對する監督方法としてもあまり好ましくないやり方ではありまから、十月末まで暫定的に認めるということにいたしました。その間にこれらにつきましても別に適當な對策をその筋において

おきまして、十一月以後は適用除外は受けないことになっております。これらの法律の規定に基きまして、料金等を協定するという方法は、その事業に對する監督方法としてもあまり好ましくないやり方ではありまから、十月末まで暫定的に認めるということにいたしました。その間にこれらにつきましても別に適當な對策をその筋において

おきまして、十一月以後は適用除外は受けないことになっております。これらの法律の規定に基きまして、料金等を協定するという方法は、その事業に對する監督方法としてもあまり好ましくないやり方ではありまから、十月末まで暫定的に認めるということにいたしました。その間にこれらにつきましても別に適當な對策をその筋において

おきまして、十一月以後は適用除外は受けないことになっております。これらの法律の規定に基きまして、料金等を協定するという方法は、その事業に對する監督方法としてもあまり好ましくないやり方ではありまから、十月末まで暫定的に認めるということにいたしました。その間にこれらにつきましても別に適當な對策をその筋において

おきまして、十一月以後は適用除外は受けないことになっております。これらの法律の規定に基きまして、料金等を協定するという方法は、その事業に對する監督方法としてもあまり好ましくないやり方ではありまから、十月末まで暫定的に認めるということにいたしました。その間にこれらにつきましても別に適當な對策をその筋において

おきまして、十一月以後は適用除外は受けないことになっております。これらの法律の規定に基きまして、料金等を協定するという方法は、その事業に對する監督方法としてもあまり好ましくないやり方ではありまから、十月末まで暫定的に認めるということにいたしました。その間にこれらにつきましても別に適當な對策をその筋において

おきまして、十一月以後は適用除外は受けないことになっております。これらの法律の規定に基きまして、料金等を協定するという方法は、その事業に對する監督方法としてもあまり好ましくないやり方ではありまから、十月末まで暫定的に認めるということにいたしました。その間にこれらにつきましても別に適當な對策をその筋において

おきまして、十一月以後は適用除外は受けないことになっております。これらの法律の規定に基きまして、料金等を協定するという方法は、その事業に對する監督方法としてもあまり好ましくないやり方ではありまから、十月末まで暫定的に認めるということにいたしました。その間にこれらにつきましても別に適當な對策をその筋において

おきまして、十一月以後は適用除外は受けないことになっております。これらの法律の規定に基きまして、料金等を協定するという方法は、その事業に對する監督方法としてもあまり好ましくないやり方ではありまから、十月末まで暫定的に認めるということにいたしました。その間にこれらにつきましても別に適當な對策をその筋において

おきまして、十一月以後は適用除外は受けないことになっております。これらの法律の規定に基きまして、料金等を協定するという方法は、その事業に對する監督方法としてもあまり好ましくないやり方ではありまから、十月末まで暫定的に認めるということにいたしました。その間にこれらにつきましても別に適當な對策をその筋において

おきまして、十一月以後は適用除外は受けないことになっております。これらの法律の規定に基きまして、料金等を協定するという方法は、その事業に對する監督方法としてもあまり好ましくないやり方ではありまから、十月末まで暫定的に認めるということにいたしました。その間にこれらにつきましても別に適當な對策をその筋において

おきまして、十一月以後は適用除外は受けないことになっております。これらの法律の規定に基きまして、料金等を協定するという方法は、その事業に對する監督方法としてもあまり好ましくないやり方ではありまから、十月末まで暫定的に認めるということにいたしました。その間にこれらにつきましても別に適當な對策をその筋において

おきまして、十一月以後は適用除外は受けないことになっております。これらの法律の規定に基きまして、料金等を協定するという方法は、その事業に對する監督方法としてもあまり好ましくないやり方ではありまから、十月末まで暫定的に認めるということにいたしました。その間にこれらにつきましても別に適當な對策をその筋において

おきまして、十一月以後は適用除外は受けないことになっております。これらの法律の規定に基きまして、料金等を協定するという方法は、その事業に對する監督方法としてもあまり好ましくないやり方ではありまから、十月末まで暫定的に認めるということにいたしました。その間にこれらにつきましても別に適當な對策をその筋において

おきまして、十一月以後は適用除外は受けないことになっております。これらの法律の規定に基きまして、料金等を協定するという方法は、その事業に對する監督方法としてもあまり好ましくないやり方ではありまから、十月末まで暫定的に認めるということにいたしました。その間にこれらにつきましても別に適當な對策をその筋において

おきまして、十一月以後は適用除外は受けないことになっております。これらの法律の規定に基きまして、料金等を協定するという方法は、その事業に對する監督方法としてもあまり好ましくないやり方ではありまから、十月末まで暫定的に認めるということにいたしました。その間にこれらにつきましても別に適當な對策をその筋において

おきまして、十一月以後は適用除外は受けないことになっております。これらの法律の規定に基きまして、料金等を協定するという方法は、その事業に對する監督方法としてもあまり好ましくないやり方ではありまから、十月末まで暫定的に認めるということにいたしました。その間にこれらにつきましても別に適當な對策をその筋において

おきまして、十一月以後は適用除外は受けないことになっております。これらの法律の規定に基きまして、料金等を協定するという方法は、その事業に對する監督方法としてもあまり好ましくないやり方ではありまから、十月末まで暫定的に認めるということにいたしました。その間にこれらにつきましても別に適當な對策をその筋において

おきまして、十一月以後は適用除外は受けないことになっております。これらの法律の規定に基きまして、料金等を協定するという方法は、その事業に對する監督方法としてもあまり好ましくないやり方ではありまから、十月末まで暫定的に認めるということにいたしました。その間にこれらにつきましても別に適當な對策をその筋において

おきまして、十一月以後は適用除外は受けないことになっております。これらの法律の規定に基きまして、料金等を協定するという方法は、その事業に對する監督方法としてもあまり好ましくないやり方ではありまから、十月末まで暫定的に認めるということにいたしました。その間にこれらにつきましても別に適當な對策をその筋において

おきまして、十一月以後は適用除外は受けないことになっております。これらの法律の規定に基きまして、料金等を協定するという方法は、その事業に對する監督方法としてもあまり好ましくないやり方ではありまから、十月末まで暫定的に認めるということにいたしました。その間にこれらにつきましても別に適當な對策をその筋において

おきまして、十一月以後は適用除外は受けないことになっております。これらの法律の規定に基きまして、料金等を協定するという方法は、その事業に對する監督方法としてもあまり好ましくないやり方ではありまから、十月末まで暫定的に認めるということにいたしました。その間にこれらにつきましても別に適當な對策をその筋において

おきまして、十一月以後は適用除外は受けないことになっております。これらの法律の規定に基きまして、料金等を協定するという方法は、その事業に對する監督方法としてもあまり好ましくないやり方ではありまから、十月末まで暫定的に認めるということにいたしました。その間にこれらにつきましても別に適當な對策をその筋において

おきまして、十一月以後は適用除外は受けないことになっております。これらの法律の規定に基きまして、料金等を協定するという方法は、その事業に對する監督方法としてもあまり好ましくないやり方ではありまから、十月末まで暫定的に認めるということにいたしました。その間にこれらにつきましても別に適當な對策をその筋において

おきまして、十一月以後は適用除外は受けないことになっております。これらの法律の規定に基きまして、料金等を協定するという方法は、その事業に對する監督方法としてもあまり好ましくないやり方ではありまから、十月末まで暫定的に認めるということにいたしました。その間にこれらにつきましても別に適當な對策をその筋において

おきまして、十一月以後は適用除外は受けないことになっております。これらの法律の規定に基きまして、料金等を協定するという方法は、その事業に對する監督方法としてもあまり好ましくないやり方ではありまから、十月末まで暫定的に認めるということにいたしました。その間にこれらにつきましても別に適當な對策をその筋において

おきまして、十一月以後は適用除外は受けないことになっております。これらの法律の規定に基きまして、料金等を協定するという方法は、その事業に對する監督方法としてもあまり好ましくないやり方ではありまから、十月末まで暫定的に認めるということにいたしました。その間にこれらにつきましても別に適當な對策をその筋において

おきまして、十一月以後は適用除外は受けないことになっております。これらの法律の規定に基きまして、料金等を協定するという方法は、その事業に對する監督方法としてもあまり好ましくないやり方ではありまから、十月末まで暫定的に認めるということにいたしました。その間にこれらにつきましても別に適當な對策をその筋において

して、また實質的にはこの無効となる
と思われ、法令は、おのおの統制を主
たる事業とする組合制度に關するもの
でございまして、これらの組合につき
ましては、昨年十二月の私的配給統制
團體の禁止のデイレクティブ以來、關
係各省で解散なり統制事業の廢止なり
を請じつゝあるのでございまして、また
新たに統制事業を行う組合の設立、加
入、統制事業執行等に關する命令、認
可等はないことになつておるのでござ
いますから、效力を有しないといふ
この條文につきましても、業界に無用
の摩擦を與へることはないと考えてお
ります。また本法律案の第二條のよう
な規定を設けますことは、必ずしも罪
刑法定主義に反しませんが、また今申し
上げましたような實情でございましてか
ら、民事關係につきましても、これに
よつて特に無用の混亂を招くというよ
うなこともないと考えております。以
上で大體提案理由を少しく詳細に御説
明申し上げた次第であります。

○笹口委員長代理 たいだいまの中山政
府委員からいさう御説明がありまし
たが、この場合何か御質問がありまし
たら、御質問をお願いします。

○林(大)委員 今の一條の二號、三號、四號と五號も八號もさうですが、
内容がちよつとわかりませんから、資
料をください。

○笹口委員長代理 資料を配布してく
ださい。——それについて簡単に説明
をお願いします。

○中山政府委員 それでは第一號から
大體第五號までとなつておられますが、
前に私の申し上げました説明の少し不
足なところを御説明申し上げたいと存
じます。第一號の地方鐵道法はお手も

とにありまうように、資料がございま
す。第二十五條これは「主務大臣は公
益上必要ありと認むるときは地方鐵道
業者に他の陸上運送業者と連絡運輸、
直通運輸、運賃協定其の他運輸に關す
る協定を爲すべきことを命ずることを
得。」ということになつておるのであ
ります。この條項が軌道法の第二十六
條で準用されております。軌道事業に
つきましても地方鐵道と同様に各種の
協定、殊に運賃協定というようなこと
があるのでありまして、これは監督上
必要であるといふことから適用を除外
することになるわけでありまして。

第二號の自動車交通事業法は第十條
の第一項第三號でありまして、第十條
は「主務大臣は公益上必要ありと認む
るときは旅客自動車運送事業者に對し
左に掲ぐる事項を命ずることを得。」と
いう第三號には「他の運輸事業者と設
備の共用、連絡運輸、運賃協定其の他
運輸に關する協定又は共同經營を爲さ
しむること。」といふことでありまし
て、この第三號の協定といふことに關
して適用除外をしようとするものであ
ります。

同時にまた自動車交通事業法の第十
六條には六の第一項第二號ですが、こ
れにつきましても「他の運送事業者に
設備の共用、連絡運輸、運賃協定、其
の他運輸に關する協定又は共同經營を
爲さしむること。」と協定に關する命令
事項がございまして、これも適用除
外をはかるうとするのであります。

改善に關し必要な命令をなすことを
主務大臣ができる」と示してあります。
この場合も各種の協定を命ずることが
できるのでございまして、殊に集配區
域の協定といふことにつきましても考
へべき點がある。この協定に關係しま
して、適用除外といふことになつてお
ります。

それからこれも第十三條においてこ
れを準用しておりますので、この場合
も適用除外になる。第十三條では「運
送品の荷造、保管及び仕分、保險契約の
締結、代金の取立、立替其の他小運送
業に通常附帶して爲す業務に之を準用
す」となつております。次の第四號は
陸上交通事業調整法の一部でございま
して、これは陸上交通事業の健全なる
發達に資するため、その調整をいた
しますためにいさうな調整方法を決
定しておりますが、その中に第二條の
第一項第六號に「運賃又は料金の制定
變更又は協定」といふこと、この第七
號に「連絡運輸、直通運輸其の他運輸
上の協定」といふことがございまして
で、これらに關して適用除外を行わん
とするのでございまして。

第五の保險法は十一條が除外される
のでございまして、これは保險會社は
命令の定むるところによつて、その事
業に關し統制協定をなしたるときはこ
れを主務大臣に届け出づることを要し
まして、主務大臣は保險事業の健全な
發達をはかるため特に必要ある場合
と認むるときは、保險會社に對しそ
う統制協定をなすべきことを命じ、
または同項の統制協定の加盟會社また
は非加盟會社に對して、その統制協定
の全部もしくは一部によるべきことを
命ずることができるとなつておりま

す。この協定に關して適用除外を行わ
んとするものであります。あとの六
號、七號、八號につきましては先ほど
申し上げました資料の中には、それに
關する關係條文を掲げてございませ
うが、大體先ほど申し上げましたよう
な趣旨以外に御説明を申し上げる點はな
いと思ひますので省略いたします。

○林(大)委員 銀行の金利協定などは
この新聞で見ますと、委員會の方か
ら注意をしておるようでありまして、
日本今の金融統制の状態から言うと
やはり除外していく必要があるように
私は感ずるのでございまして、その點
はどうお考えになりますか。

○中山政府委員 銀行の金利協定につ
きましてはたいだいまの御質問にお答
えいたします。銀行間の預金及び貸出
の金利協定につきましては、實は銀行
法の中にも、どの法律の中にもさうい
う協定に關するとか、あるいは協定を
命ずるといふような實は規定がないの
でございまして、それでその適用も除外
すべき對象がないといふことになつて
おるのでございまして。全然さういふ法
的根據なしに自由に自主的にあれば協
定をやつてゐるものなのでございま
す。

○櫻内委員 ちよつと資料の上から御
質問申し上げたいのであります。い
ただいておられます資料の中には「私的
獨占禁止法施行に伴い改廢する法律」
という一覽表がございまして、そのう
ちの最後の方に自動車交通事業法、小
運送業、これらが廢止といふことにそ
の表ではなつておるのであります。そ
こで本日御答辯願つた中には自動車交
通事業法あるいは小運送業法は除外す
るようになつておりますが、その點こ

の資料が間違ひなんではしうか、ちよ
つと伺ひます。

○中山政府委員 自動車交通事業法
は、ただいまごらんになりました資料
の上から第四段目にも記載してござい
ますように、結局道路運送事業法に移
行することになるわけでありまして。で
自動車交通事業法自體は廢止になりま
すが、それに代つて道路運送事業法な
るものができる豫定になつて、たいだ
いま御審議中だと思ひます。小運送業法に
つきましては、運輸省では——やはり
第四段目にございまして、通運事業法
をもつてこれに代へるという考えで
ございまして、立案されておるのでござ
います。またその筋の承認を得ない
状態になつておるわけでございます。

○櫻内委員 そうしますと、この提案
されております法律案の書き方は不十
分でないかと思ひますが、さういふ御見解
はございせんせんですか。

○黄田政府委員 これは小運送業法、
自動車交通事業法ともに七月二十日に
獨占禁止法が施行になりました以來、
ずつとさういふ協定を今までやつて
いたものを除外しようといふ方針
でございまして、將來小運送業法あ
るいは自動車交通事業法が廢止される
かどうかといふことには關係なく、本
法においては小運送業法第四條、それ
から自動車交通事業法第十條第一項第
三號といふものは適用除外の對象とし
ておく必要がございまして、さうい
ふふうにしておるのでありまして、
決して技術上の間違ひとか何とかい
ふことではございせん。

○林(大)委員 先ほどの銀行の金利に
ついてはもう少し伺ひたい。さうす
るとそれは業者間の自主的協定であつ

て、近く政府部内に中小企業のための特別な機関を設置いたしまして、中小商工業に關する総合的責任をとらめると同時に、中小商工業者の公正な利益を強力に代表せしめまして、中小商業の振興に關する方策、一般の案を推進に當らしめることとし、その方針のもとに目下準備を急いでいる次第でございます。まづ、この百貨店法の廢止に基きまして中小商業に與えるところの打撃を抑制したい、このように考へてゐる次第であります。

○小枝委員 私はこの際水谷商工大臣に、百貨店法廢止に關連いたしまして一、二お尋ねいたしたいと思ひます。百貨店法廢止によりまして、中小商業が相當な打撃を受けるということは私は決して豫測するに難くないと思つてゐるのであります。しかし商業の存在の意義は、ただ単に商業者を保護するに止まらずして、進んで商業者が社會的存立の意義とその存立の効果を國家社會に對して十分發揮せしむるところにあると思ふのであります。私は必ずしもそういう大きい意味から言ひまして百貨店法廢止というものに對して決して反對の意見はもつていないのであります。ただこの機會において特に私がお尋ねしてみたいと思ひますのは、百貨店は大資本を擁しているものであります。御承知の通り中小商工業の實力はきわめて貧弱であります。殊に最近における金融面における中小商業の逼迫せる現狀は言語に絶するものがあるのであります。殊に市中金融においてはほとんどやみ金融が大部分でありまして、銀行方面における融資はほとんどない。やみ金融の金利はおよそ月一割以上の高率な利率であ

るうということでは當局は御承知だろうと思ひます。かかる狀態のもとにおいて商業者はただ没落の一途をたどるという以外にないのであります。従ひまして私はこの百貨店法廢止に伴ひます中小商業の保護政策と申しますか、これは資金面における金融の緩和であらうと思ひます。そういう方面について商工大臣は所管大臣の立場といたしましてこれらの關係方面に適當な御交渉ないしは手段を講じておられるかどうかということをお尋ねしてみたい。

○水谷國務大臣 中小企業振興のためには、これは商工省といつたしまして、當事者以上に心配し、かつまた熱意をもつておるものでございまして、われわれは一刻も早く中小企業のための特別の金融機關を設置したいという考えで種々努力し、また交渉しておるつもりでございます。なお第九十議會に復金ができることにおいても、大體あつたので、中小企業のために特別の機關を復金設定と同時に置くべしという議論も、われわれも在野時代にいたしてき

たのであります。その當時石橋大藏大臣は、その復金の一部に中小企業の部門をつくるから、そういう心配はないという御答辭でありましたが、その後復金の金融がどういふ方面に流れておるか、中小企業のためにどのくらい割合に流れておるかということを検討してまいりまして、從來われわれが唱えておりましたように、中小企業のための特別金融機關の設置がぜひ必要である、絶対に必要であるという結論に達したのであります。ただいまの大蔵

大臣も、大臣になられる前においてはまつたくわれわれと同じ意見をもつておられた關係上、こういう問題に關しましては大蔵當局その他關係方面と折衝いたしまして、一刻も早く中小企業のための特別金融機關を設置したいというぐあいにお尋ねしております。ただいまのところでは中小企業のための特別の金融機關というものはどういふものであるかというところの内容を、具體的に申し上げるまでに至つておりませんが、政府といたしましてはできるだけ一刻を争うて、こういう特別な機關を設けたいというぐあいに考へておりますので、その點はひとつお含みを願つておきたいと思ひます。

○小枝委員 さらに重ねてお尋ねしたいことは、百貨店法廢止によつて中小商業が打撃を受けるという前提のもとに私はお尋ねをしておりますが、本會においてこれが提案されるかどうかということについては、私も聊か疑問をもつておるものであります。生活協同組合法案が政府もしくは議員から提案されるのではないかと考へております。この協同組合法案が實現の曉は、さらに中小商業に對する打撃というものは大きくなるのではないかと考へられる。これに對する商工大臣の所見をお伺ひしてみたい。

○水谷國務大臣 この生活協同組合法案というものが、はたして今議會に出るか、さらにまた出るとしても、いかなる内容のものであるかということとは、こゝで即座に判斷することはいたしかねると思ひます。先だつても商工會議所の全國大會が丸の内の精養軒で催うされたときにも、商工大臣としてこの意見を聴かせたということでしたが、われ

われといたしまして大ざつばに申し上げますと、いわゆる商業者はこの生活協同組合というもののの中に溶け込んで、その配給の末端機構を擔當するとか、あるいはまたお互いに助け合つてこれをやつていくというぐあいに、商業者の生きる道を考える方がよいではないかと、一應商工大臣としての考えを述べておきましたが、しかしそれらの問題、たとえば現在の經濟事情のもとにおきましてどうしても生活協同組合といふようなものが成立する合理的な根據がかりにあるといつたします。ならば、その内容を十分検討いたしまして、この組合と商業者の立場をいかに調整するかということ、十分に考へてみたいと思ひまして、われわれといひましたし、その法案の内容、さらにまたそれに関する商業者の利害關係というものにも關しましては、法案の内容が固まるにつれまして十分な對策を講じなければならぬと考へております。したが、ただいまのところではその内容が、たゞいまのところでその内容が、いろいろに傳へられておりますので、この場合はつきりした商工省の對策を述べるのはまだ早いのではないかと考へております。

○林(大)委員 この百貨店法を廢止という問題につきまして、私も責任もあつたことであり、ずいぶんいろいろ入に會うごとに聴いておるのであります。ところがたれ一人としてそれを廢止した方がよいと言ふ人に私は未だかつて、商工省の責任ある方以外には會つたことがないのであります。この問題は、法律というものが一つの社會意識を表現しなければならぬという意味からいつて、當局の方としても十分考へ直していただかなければならな

いことではあるまいかと思ふのであります。なおかつこの法案の審議にあたりまして、過去三、四回にわたつてずいぶん議論をいたしたのであります。が、實はどうしても私のみならず、ほかの委員の方々も納得のいかない方が多いような狀況であります。それでまずその審議の内容をいたしまして、百貨店法を廢止する。なるほど百貨店法の中には百貨店の組合法とも稱すべき廢止した方がよろしい部分はあるんごございます。ところが百貨店法自體といひますと、もし廢止したならば、その百貨店の實力の問題、建築制限の問題、総合的な宣傳力の問題、地方販賣の問題等々、どちらの方面を見ましても、なかなか百貨店が將來舉げて、日本の中小企業者特に商業者を極度に壓迫するところと事實であると思ふのであります。それでたとえば資本の問題にしても建築制限の問題にしても、今まで同じような御説明を承つておるのであります。ところがこれは立場によつて、個人的に御説明をなさるのであつて、個人的にはどうですと言つたら、どうもこれは困るじやないかというやうなお氣持があられるものと私は自信するのであります。そこで資金の面においても、どうしたつて將來デパートが勝つてしまつてゐるし、それから建築制限を云ふ手は、金をうんともつてゐる者が、いろ／＼な手を通じて賣場を擴め得ることは、小さい者がずいぶんやましく言われて建築を許可されるよりも、考えられますし、またこの商標をもつて地方販賣などに出かけましたなら

第一類第十一号 商業委員會會議錄 第十五号 昭和二十二年十月二十二日

六九

(539)

は、田舎の人に対して非常なアドヴァン
ションでございますから、非常な發展
を來すことは事實である。すでに十日
ほど前の新聞にも、デパートは非常な
成績であるということが出ておるよう
なわけでありまして、どうしてもそれ
らの御説明では納得できないのであり
ます。その上それじや究極においてど
うするかという、獨禁法を適用する。
こういう御説明でございますから、公
正取引委員長のおいでを願つていろ
う説明を聴いたのでありますが、結局
規模の較差の問題、つまり大きい小
さいの比較をして、それは大き過ぎるか
らというので、抑えていくという較差
の問題の抑壓と、もう一つは不當の競
争、この二つの點からこれを抑える以
外の手段がない。それをどういうふう
に抑えるのですかと、うつつこんだ質問
になりますと、それは追ひ／＼考え
ましてというわけでございます。考え
ておる間にデパートの方は／＼／＼伸
びていつて、中小企業の方は依然と
して足踏みをせざるを得ない。なおか
つ先ほど大臣の御説明にもありました
ように、中小企業は大いにこれから伸
ばすのだ。こういう手でいくのだとい
うお話でございますが、私の見解をも
つていたしますれば、なるほど中小工
業の方は輸出産業と結び合せて伸ば
す餘地は十分あると思ひます。しかし
ながら國內における中小商業者とい
うに金を使われまして、これが扱
うべき商品のない時代において、これ
をいかにように伸ばそうということをお
つしやいまして、それは空論でござ
いまして、實際に即した問題ではない
と思ひます。そういうふうな
い／＼の角度からこの法案を考へて

みます場合には、どうしてもこれは無理
押しにお通しになるというところは、少
し無理ではないかという點で、ほんと
うの日本人としての氣持からして、殊
に中小企業者の氣持も付成いたしまし
て、どうしても納得がいけないのであ
ります。そういう意味では實は商工大臣
においてを願つて御説明を聴きたい。
こういう段取りに相なつたのでありま
すが、同じような御説明を承るのでは、
ちよつと納得がいけない。こういうむ
つかしい場面にはいつておるわけであ
ります。何とかひとつここで新しい法
律を、つまり百貨店法の組合法をのけ
たような取締りの法律を考へるとか、
またこの考へ方を政府の方でやり
なるとか、またわれ／＼の方でやると
かいような、何かここに適當に、な
るほど／＼とだといつたりつたり社會意
識に合致したものにして通さな
ければいけないのじやないかというこ
とを考へまして、御所見を承りたい次
第でございます。

○水谷國務大臣 たいだい委員の申
されたお言葉であります、百貨店法
を廢止する方がよいという議論が少
しもないということ、何ゆゑ百貨店法
を廢止しなければならぬかという理
由とは、これは別であらうと思ひます。
そういう御議論でございますと、この
百貨店の問題ばかりでなしに、今議會
における一番大きな問題である集中排
除の問題というふうな點に關しまして
も、非常に大きな問題がございまして、
われわれはまず現在の情勢のもとにお
いて、百貨店法を廢止しなければなら
ないといふことならば、それを廢しま
して、そのいわゆる對策といふものを
どこにおくかといふことを考へねばな

らないような状態であらうかと思ひま
す。もちろん正直に申し上げますと、
中小企業對策と申しましても、中小工
業といふものの對策はたゞいま林委員
の御指摘のように、これはある程度立
ちやすいと思ひます。あるいは輸出產
業の振興と結びつけるとか、あるいは
國內必需物資の生産と結びつけるとか
いうぐあいに結びつきやういのであり
ますが、仰せの通り中小商業といふこ
とになると、その扱う商品が絶対に少
ない場合に申し上げます、中小工業の對
策のようにはつきりした對策を立てる
ことができないといふことは皆様もお
認めにならうと思ひます。そこで新し
い國會におきましては、こういうよう
な發案は原則として國會がやつていた
だくという建前になつておりますがゆ
えに、一應この百貨店法を何ゆゑ廢止
しなければならぬかという理由をお
くみとり願ひまして、あなた方商業委
員會と商工省とが協議してひとつ對策
を練りたい。もし商業委員會において
この廢止に伴う中小商業の保護育成に
對して案を立ててくださるならば、政
府としては十分それを尊重いたしまし
て、できるだけの協力、努力をしたい
といふのがわれ／＼の僞らない考へ方
であります。現在の情勢のもとにおい
て、一番むつかしい中小商業の對策は
獨り商工省だけに任しておけばいい
というふうな考へでなしに、ひとつ皆
様が結びつかなる案を立てていただ
くとか、あるいは商工省と協議して何と
かこのむつかしい問題を解決するとい
うぐあいにしたいだくことがほんと
うに望ましいのではないか。これはざ
つくばらんに私の意見を述べさせてい

ただいた次第であります。

○片岡委員 今大臣は建築法によつて
百貨店の地方進出をある程度抑えるこ
とができるということをおっしゃるた
が、大臣も國內をずつとお歩きになつ
たと思ひますが、大なる商業者とい
う商業者はほとんど店を閉めておつて、
地方々々で相當の商店が今空いており
ます。それを借入れるわけですね。新
たに建築をせよとも、百貨店が支店を
の他を設けようとか、あるいは地方賣
出しをしようとか、あるいは勢力を地
方的に進出させようといふ場合には、
そういうものを買収もできる。ですが
今仰せられた建築法でこれを彈壓す
るということでは當らないと思ひます。
それで十分事足りる。

もう一つは金融面でありまして、大
きな見透しのよい成績のよい有力な業
者には金融面では相當融資はできま
す。正面ではある程度の制約を受けま
しても、金融の面において相當の融
資ができるわけですね。ところが中小商
業者のごとき、今追込まれた業者の金
融はいかなる方法をもつても安んじて
金融業者が要求に應じないのが今日の
實情であります。大臣はこの方面にも、
あるいは獨占禁止法によつて相當の制
約はできると申されましたが、獨占禁
止法の適用いかんといふことは非常に
大きな問題でありますので、現在の百
貨店法の力をどこまで獨占禁止法で抑壓
するかといふことをお伺ひしたいので
あります。もつとわかりやすく申し上げ
ますと、今相當の出張所あるいは支
店をもつております。これをこの上
に認めるか認めないか、その點をお伺ひ
したい。

○水谷國務大臣 この百貨店と獨占禁
止法の關係はこの前政府委員が申し
たかと思ひますが、商工省だけの一存
にまいるかある點であります。商工省
にいたしましても、ただ單に傍觀して
いることもできませんので、その點は
ひとつ運用できるだけのことをした
いと思ひます。

いま一つの問題は百貨店の地方進出
といふものを、その地方々々の大きな
商賣人で店舗が占められておる。そ
ういふものと結合させるとか、タイアップ
さすといふような考へはないかとい
う御趣旨ですか。

○片岡委員 そうではない。大臣の先
ほどの御答辯の中に、百貨店が地方で
新しい支店を設置する場合に、建築
法の制限によつて抑壓されるというふ
うに私は伺つた。ところが、逆に支店を
設置するために、地方々々に空いてい
るところの商店を買収する方法があ
る。ですから、大臣の言われたことは
當らないといふのが、私の意見です。

○水谷國務大臣 たいだい委員の御質問
は、なるほど地方の店を買収というこ
とは、これは臨時建築等制限規則で抑
えることはできませんが、その場合は
その前に申し上げました臨時資金調整
法で抑えることが、かゝる考へ
えております。

○片岡委員 臨時資金調整法で支店の
設置ができないといふようなことは理
念でありまして、百貨店／＼の膨大
な資本をもつてゐるものは、資本の運
轉の方法でいく／＼でも支店の一店や二
店は出し得るわけですね。その點につ
いてお考へを伺ひたいと思ひます。

○和田政府委員 たいだい委員の、百貨
店が既存の家屋を買収するといふ問題
は、臨時資金調整法の建前から申しま

すと、そういう不動産を買収すること
自體につきまして許可を受けなければ
ならないことになっておりますので、
その面から抑えることができると思
います。

○片岡委員 臨時資金調整法によつて
資金の面は一應抑える。しかしながら
百貨店の膨大な資本をもつてす
れば、自己資本でそれを買収するこ
とができると思ひます。

○和田政府委員 固定設備を買収しま
す場合、資金を他から借入れる場合
もあつてございしますが、自己資金を
もちまして買収いたします場合も、臨
時資金調整法の適用があるのであり
ます。

○片岡委員 もしその制約を受けた場
合には、臨時に借入れをもつてしま
う支店設置の目的を達し得る場合もあ
ります。これに對するお考えを願ひたい
と思ひます。

○和田政府委員 ただいまのお話のよ
うな場合には、現在の法律によりまし
ては、抑えることはできません。

○片岡委員 そうしますと、先ほど大
臣の説明の中にあつた御趣旨と反する
場合が起つてくる。言いかえれば、一
方においては中小商工業者を相當に彈
壓する手段を得て、この場合に商工省
は許すという方針で進むのではなから
うかと思ひますが、いかがですか。

○和田政府委員 ただいまお話のよう
な借入れの場合は抑えることはできま
せんけれども、要するに現在の經濟情
勢におきまして、はたして百貨店が現
状以上に一步でも伸びることを抑える
必要があるかどうかということが根本
的な問題でございまして、他の各産業
におきまして、その中の企業は大き

くなりまして、他の企業と事業の較差
が非常にできたという場合にはこ
れを抑えて、公正な競争をさせますた
めに、独占禁止法という一般の物指
があるわけではございませんので、商業の
面におきまして、私どももいたしま
しては、独占禁止法の適用によりまし
て、はたして今後現狀そのものが独占
禁止法で抑えるべきものであるか、あ
るいは今後どの程度大きくなった場合
に独占禁止法で抑えるべきものである
かという點は、一般産業と同様に独占
禁止法の規定の運用で十分であるう
と考へておるのであります。

○片岡委員 独占禁止法で先ほど私が
大臣に質問したことは、現狀の百貨店
のあの機構をどう認めるかということ
でしたが、それに對する御答辯はな
かつたのであります。現實でさえも独占
禁止法によつて適用を受けるか、ある
いはこの上機構を充實して地方へ進出
しても、これを認めるかという範圍を
この際はつきり何つておきたいのであ
ります。

もう一つ附加しておきます。大臣は
現實の百貨店の機構を独占禁止法では
つきりと認めるや否や。この點をは
つきり聽いておきますれば、独占禁止法
運籌云々ということはわれ／＼は肯
んが、もした運籌という言葉をカ
グア／＼されて、その場合にいつて、運
營のいかんであつたというように逃げ
られたのでは、われ／＼は承知できな
いのであります。

○松田政府委員 ただいま百貨店の問
題につきましても、御懸念をいた
だいたのであります。大體百貨店の問
題につきましても、先ほど大臣から中
小企業との關係につきましても、率直に

御答辯があつたのであります。また一
方百貨店につきましても、先ほど来る
御説明申し上げておりますように、
いろいろの現在ございします法令により
まして制約はできるのであります。し
かしながらお話のように、それだけの
法令によりまして全部が全部制約する
ことはできない場合も確かにあると思
ひます。しかしながらその場合
に百貨店をそこまで動きのたないよう
にしてしまふことが、本来の公正な競争
を認めなければならぬ今日においてい
い。かどうかということは、非常に疑問と思
ひます。しかしながら百貨店が不必要
な擴張をいたしまして、中小企業に非常
な壓迫を加へるという事象は、これ
は先ほどお話のように、独占禁止法に
よりまして公正取引委員會が責任を
もつて、その運用については當るのであ
ります。従つてその點は私はそれほ
ど御心配になる必要はないじやない
か。むしろ百貨店の面をあくまで抑制
することよりも、百貨店についての過
當な擴張を抑へるべく、いろいろの法
令ないしは独占禁止法の運用等につ
いてその點は考えることにして、それ
よりはむしろ百貨店に相呼應し、相對抗
して中小企業者がどういう工合に今後
進出していかれるかというところに重點
をおくことが、最も大事なところと思
ひます。これらについては先ほ
ど商工大臣もお話がありましたよう
に、われ／＼としましても現在考へて
おります。しかしながらこの中小商業
の特に振興の問題については、國全體
としてあらゆる面から支援をしほつて
いたなければならぬ問題でありま
して、特にこの商業委員會等におかれ
まして、その點についてはどうぞ腹

藏のない御検討を願つて、今後中小商
業を——特に中小工業に比べて振興が
なかつ／＼むつかしい中小商業をどうい
う工合にして振興せしめるか。これは
金融の問題もありましよう、資材の問
題もありましよう、いろいろの問題が
あると思ひますが、それについてのお
考えを聴かせていただきます。今後
の御努力を願ひたいというのが先ほど
來の大臣の恐ろしい御意見でありま
す。どうぞそういう意味に御理解をい
ただきまして御了承をいただきます
のであります。

○片岡委員 今の御説明はよくわかり
ました。先ほど私が大臣に質問したと
きにお話申し上げた通り、この百貨店
法なるものの生まれた理由は、自由經
済のときにこれが起つたのでありま
す。重ねて申し上げますが、それは百
貨店のひびき進出に對して自衛上やむ
なく連鎖店あるいは任意の組合ができ
てこれに對抗したのであります。にも
かかわらず、そのときには商品が國內
に充滿していた、輸出もど／＼振興
していた、そういう緩慢な時代にさ
へ百貨店の進出にたえ得られなくて、
必然的の自衛の方法としていろいろの
施策が生れたのであります。そういう
場合にこれが制定されたのでありま
す。このことをよく大臣もお考えにな
つていただき、關係の係りの方も認識
を新たにしたらう必要があると思ひ
ます。今のような中小商業者が迫り詰
められた場合において、これを突如と
して解放するということとは、私はどう
しても考えられない。今の御説明では、
業者は業者でこれの対策に當れとい
うようなお話であります。それはもう
試験すみて、やむなく全國の聲が集ま

つてこの百貨店法というものが制定さ
れたのであります。これを一つ考え直
していただかなければならぬ。こう考
える次第であります。

○櫻内委員 この委員會の全般的な空
氣をいたしましては、私はどういふ
うに考へるのであります。この百貨店
法があることが私的独占禁止法の精
神にもとらうかどうかという、むしろ
それは逆ではないか、こういうふうに
考へるのであります。そこで私の、特に
聴きたいことは、これは速記を止めて
御返事をいただきたい。

○笹口委員長代理 ちよつと速記を止
めていただきます。

(速記中止)

○笹口委員長代理 速記を始めてくだ
さい。

○片岡委員 經濟力集中排除法案に現
在の百貨店が觸れてゐるかいけないか
というところをつけ加えてお伺ひしたい
と思ひます。

○笹口委員長代理 片岡さん御相談で
すが、大臣の答辯はなくてよろしくご
ざいますか。

○片岡委員 これだけは大臣にひとつ
お願いいたします。

○水谷國務大臣 ただいまの經濟力集
中排除法と百貨店の關係いかんとい
うことでございしますが、これは結局個々
具體的な場合におきまして、持株會社
整理委員會の判定をまつよりほかにし
かたがない、このように思つておりま
す。

○片岡委員 私の大臣に聴きたいこと
は本月はこれでよろしくございします。
しかし確答が得られないとすれば、こ
れ以上われ／＼はこの法案に對して審
議しても目的がつかぬと思ひます。

そういう場合は時期尚早と思ひます。
○笹口委員長代理 ではまた後ほど御相談いたしましょう。

なお政府委員がおられますが、百貨店法を撤止する法律案につきまして他御質疑を續行されますか。なければこの程度にいたしまして、もう一つ財団法人理化学研究所に關する措置に關する法律案についての御質疑がありましたらお願いいたします。

○片岡委員 理化学研究所は、私の理想としては、科學的に立ち廻れたる日本は國の力が、ないしは有力なる財力をもつてその充實をはからなければならぬと、こう考へておるのであります。が、いろいろ内容を検討してみますと、現状の場合においては、財団法人の形をもつて經營をすることは非常に困難なところへ到着しておると思ひます。そういう觀點からして、一應この場合は株式會社によるざるを得ない、こういうふうに考へておるのであります。その株式會社によつて設立されたときの補助あるいは株式會社の運籌、これに對するお考えを拜聴したいと思ひます。

○松田政府委員 ただいまの理化学研究所の今後の機構を株式會社にいたしました場合、先般來各委員からそれぞれ御心配いたしておりますいわゆる株式會社が營利會社という形であるがゆゑに、どつちかという營利に主力を注いで、本來の研究という點について従たる體位に立つ、言いかえれば、本來研究を本位とすべきものであるにかかわらず、營利的な色彩にとらわれがちではないかという御心配もつとも思ふのでありまして、またただいまの御質問もその邊におありだと

思ふのであります。が、今後の理化学研究所につきまして株式會社にいたしました場合に、あくまでも研究を中心とした會社に盛り上げなければ、いわゆる理化学研究所という名前にも恥かしいことになるのであります。それでその點におましましては衆議院、參議院兩院を通じてこのお考えは十分理化学研究所の今後の運籌の方に移してまいりたいと思つておりました。たと

えばこの定款等におきまして、あくまでもその定款の内容のときには、この會社の主たる目的として研究本位にしていくということを明示したいと思つておりました。それからまた實は參議院の方でも附帶決議としておつけいたしたのであります。が、この會社の運籌、言いかえれば人事の問題にいたしまして、あるいはこの會社の事業の進め方等につきましても、あくまでも研究に専心するということ意味からいたしまして、研究の方を擔當しておられるところの責任が、この運籌についてできるだけ中心になつて考へる。みだりに一般の役員の方が、必要な進言はしなければならぬけれども、みだりがましいいろいろな要求はしないようにしてもらいたい、こういう附帶決議もありまして、その點も十分今後の運籌につきましては、商工省といたしましては理化学研究所の主管官廳であります以上、その邊の點は十分盛りこみまして、監督なり指導をしてまいりたいと思つております。

なおまた補助金等の問題につきましても同じく附帶決議等につきまして、非常に力強きお言葉をいただいております。であります。要するに理化学研究所といたしまして、今後ある程度の利益は生んでまいりような大體の見通しはついております。しかしながら完全に分から生むところの利益によつてこの研究をあくまでもなす遂げてまいりますためには、ある程度の時期が要りますことは、これまた實情として當然に思ふのであります。従つてその間において研究に必要な費用が生み出せないというやうなことでありましては、せつかく新發足する理化学研究所のスタートにあたりまして遺憾な點でありますので、その間におきましては今日まで續けております補助金等につきましても、できるだけ國會の御協賛も得るやうに、われ／＼といたしましても努力をいたしたいと考へております。その他金融の問題等につきましても、復興金融庫その他からできるだけの援助をしていただきたい。かやうに考へている次第でありまして、理化学研究所が株式會社になりました際におきましても、金融の面、あるいは資材の面、その他かんじんの運籌の問題等につきましては、今申しましたやうな線に沿ひまして、御心配の點がなくなりますやうに進めてまいりたいと考えております次第であります。

○笹口委員長代理 他に御質疑ございませんか。なければ速記をやめてちよつと相談いたしたいと思ひます。

〔速記中止〕

○笹口委員長代理 それでは財団法人理化学研究所に關する措置に關する法律案はこれで質疑を終了いたしました。次會において討論を行うことにいたします。なお百貨店法を撤止する法律案、昭和二十二年法律第五十四號私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律の適用除外等に關する法律案

は次會に質疑を續行いたします。
本日はこの程度で散會をいたします。
午後三時四十九分散會